

平成24年9月22日
復興庁

原発事故被災自治体ごとの円滑な復興に向けた 国・県・市町村の協働体制について

1. 趣旨

原発事故により避難指示があった12市町村において区域の見直し、インフラ工程表の策定、除染等が進む中、復興をより具体的に進める段階に入ってきているが、その際、次のような課題が存在する。

- ① 市町村ごとに異なる条件に即した対応
- ② 前例のない原子力災害からの復興という厳しい条件の克服
- ③ 個々の市町村の枠組みを越えた課題への対応

このため、各市町村と国・県の協働体制を整え、個々の事情に即した現実的かつ円滑な復興を進める。

2. 進め方

(1) 連携チームの形成

復興庁において市町村ごとの担当参事官を責任者として、復興庁本庁、現地3事務所(福島復興局、原子力災害現地対策本部、福島環境再生事務所)及び各省庁の職員からなる連携チームを形成。

(2) 現実的かつ円滑な復興の支援

- ① 連携チームと県の市町村担当者とが、各市町村に出向いて現場の状況把握及び協議を進め、復興計画の具体化・充実を手助け。
- ② 具体的には、市町村が策定した復興ビジョン、復興計画等をベースとして、「グランドデザイン」(12市町村共通)も踏まえつつ、市町村ごとの条件に沿った事業の具体化を検討。
- ③ 協働体制の中で精査された事業については、「避難解除等区域復興再生計画」、「インフラ復旧工程表」や各省庁の事業に反映。

3. スケジュール

- 9月～
- ・復興庁市町村担当参事官及び現地3事務所で順次、個別に市町村を訪問し、現地の調査を進めるとともに、今後の検討事項、優先順位、スケジュール等を事前に調整。
- 以降
- ・県も交えて、本格的な訪問を開始。
 - ・また、市町村ごとの課題の内容に応じて、関係省庁の個別担当者を現地に派遣し、課題解決に向けて協議。
 - ・以降、頻繁に市町村に赴いて、国・県・市町村による協議を重ねる。

原発事故被災市町村ごとの復興・再生に向けた今後の進め方について

(参考)

平成24年9月22日 復興庁

